

議案第40号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～51の10 [略]		1～51の10 [略]	
52 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イの規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査		52 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、 <u>第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ</u> の規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査	
(1)～(8) [略]	[略]	(1)～(8) [略]	[略]
53 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は <u>第63条第3項第7号イ</u> の規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査（都市計画法第29条の規定による許可を受けた宅地の造成に係るものを除く。）	[略]	53 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、 <u>第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ</u> の規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査（都市計画法第29条の規定による許可を受けた宅地の造成に係るものを除く。）	[略]

<p>54 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定による優良住宅新築認定の申請に対する審査</p> <p>(1)~(6) [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>54 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、<u>第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロの規定による優良住宅新築認定の申請に対する審査</u></p> <p>(1)~(6) [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>55 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項又は第38条の5第9項の規定による特定住宅用地譲渡認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>55 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第19条第11項、<u>第38条の5第9項又は第39条の98第9項の規定による特定住宅用地譲渡認定の申請に対する審査</u></p>	<p>[略]</p>
<p>56 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号の規定による譲渡予定価額の申出に対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>56 租税特別措置法施行令第19条第12項第4号、<u>第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号の規定による譲渡予定価額の申出に対する審査</u></p>	<p>[略]</p>
<p>57~80 [略]</p>	<p>57~80 [略]</p>		
<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。